

# 令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業 しまひめライド管理・運營業務委託に係る企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体が組織するグレーターしまなみ・えひめ推進協議会（以下、協議会という。）が実施する令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業しまひめライド管理・運營業務委託の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本業務は、愛媛県、松山市、今治市、西条市、上島町の令和7年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や業務実施を取り止める可能性があるもので留意すること。

## 1 目的

しまなみ海道は、これまで約10年に渡る官民挙げてのサイクリングを核とした取組みにより、国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れる「サイクリストの聖地」へと成長を遂げたが、その約6割が、尾道市を起点に広島県側のみを走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと「松山空港、松山観光港、東予港」などの交通結節点が起点となるが、それぞれ50km程度の距離があるため、しまなみ海道へのアクセス者は少数に止まっている。もとより、サイクリストの大半は宿泊を伴わない「通過型」であることに加え、飲食以外の消費が少ないことも相まって、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

こうした現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むためには、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市または西条市まで（しまなみ+本県陸地部）を、数日掛けて周遊する新たな旅のスタイルの提唱と普及・定着が必要であり、本事業の推進により、しまなみ海道と隣接する本県側陸地部の交通結節点を結んだエリア内に、広域サイクルツーリズム圏域を形成し、サイクリングを切り口として、本県側の豊かな自然を生かした多彩な体験型コンテンツや温泉・宿泊施設等との更なる連携による仕掛けづくり等を行い、通過型から「滞在型」観光への転換を促進することで、同エリアを認知の確立から実需の創出ステージへと飛躍させることを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業しまひめライド管理・運營業務
- (2) 内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から令和8年3月末まで
- (4) 予算額 金4,400,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (2) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていない者であること
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者・構成員ともに上記(1)から(4)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

#### 4 参加申し込み

参加を希望する事業者は、令和 7 年 3 月 5 日 (水) 15 時 (必着)までに別添「企画提案型プロポーザル参加意向表明書(別紙①-1)」を「13 問い合わせ・連絡先」まで、電子メール又は FAX で提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること(別紙①-2)。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、電子メール又は FAX にて通知する。

#### 5 企画提案書

##### (1) 提出書類

- ①形 式：原則として A4 判、横書き、左綴じ (着色・両面印刷可)
  - ・「使用する言語、通貨及び単位」
  - 言語：日本語
  - 通貨：日本国通貨
  - 単位：日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位

- ②内 容：14 ページ以内(片面を 1 ページとし、表紙を除く)

##### 【内訳】

- ・概要 (全体構成、PR ポイント等) ..... 2 ページ以内
  - ・しまひめライドの管理・運営
  - ・しまひめライドの利用者増加に向けた広告配信
  - ・スケジュール..... 2 ページ以内
  - ・収支計画書 (または経費見積書)..... 2 ページ以内
  - ・事業実施体制..... 2 ページ以内
- } 6 ページ以内

##### ③その他必要書類：

- ・事業者概要 (設立年月日、資本金、従業員数等)
- ※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと
- ・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を 5 件以内)
- ※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して 10 件以内

#### ④備 考

- ・提案書の表紙には、宛名「グレーターしまなみ・えひめ推進協議会会長」、タイトル「令和7年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業しまひめライド管理・運營業務企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案
- ・質問がある場合は、別紙②により令和7年3月5日(水)までに「13 問い合わせ・連絡先」まで電子メール又はFAXで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社に電子メール又はFAXで回答することとする。

#### (2) 提出部数

企画提案書 10部(うち正本1部)

#### (3) 提出期限及び提出先

提出日：令和7年3月19日(水) 15時(必着)

提出先：「13 問い合わせ先・提出先」まで、持参又は郵送(必着)とする。

### 6 審査

審査は審査会を設置し、企画提案書を基に書面にて審査を行う。

### 7 企画提案に必要な視点

#### (1) 訴求性

しまひめライドの普及・定着に向けた話題性、ストーリー性のある提案

#### (2) 効果性

最大の効果が得られるよう、ベストなタイミング・組み合わせで業務を展開する提案

#### (3) 継続性

成果の把握、検証を通じて、今後の展開につながる提案

#### (4) 事業推進能力

提案内容が実現可能な運営体制等を構築できている提案

#### (5) 経費

事業の内容、規模に対して経費の積算が適切な提案

### 8 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。

審査内容については公表しない。審査結果についての意義申し立ても認めない。

## 9 スケジュール

- 2月26日（水）公募開始
- 3月5日（水）参加表明書提出締切
- 3月19日（水）企画提案書提出締切
- 3月中下旬 審査会（書面）
- 3月中下旬 委託業者決定

## 10 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県、愛媛県自転車新文化推進協会及び協議会が委託する別事業の受託者等との連携を十分に図ること。
- (2) 企画提案の内容により想定する集客等の目標を設定すること。
- (3) 委託期間において、必要に応じて協議会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

## 11 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③により「13 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール又はFAXで連絡すること。
- (5) 本事業は、愛媛県、松山市、今治市、西条市、上島町の令和7年度当初予算が成立することを前提に行うものであり、予算不成立の場合は、契約手続きを中止し、契約は締結しない可能性があるので留意すること。

## 12 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。

### 13 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

グレーターしまなみ・えひめ推進協議会

(事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 サイクルリズム推進グループ)

TEL 089-947-5451

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

oota-naoto@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加のうえ、期間内に送付してください。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行ってください。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載してください。